

様式第3号(第12条関係)

会 議 録

会 議 の 名 称	令和4年度吉川市男女共同参画審議会
開 催 日 時	令和4年10月27日(木) 午後 1時15分から 午後 3時10分まで
開 催 場 所	吉川市役所 304会議室
出席委員(者)氏名	武藤 優輝、大矢 芳樹、染谷 千明、西山 亜弥、 永澤茉耶、小林 央士、松浦 公則、浅野 富美枝
欠席委員(者)氏名	薛 吉清
担当課職員職氏名	市民生活部市民参加推進課長 宗像 浩 男女共同参画・文化交流担当副主幹 斎藤 歩美 男女共同参画・文化交流担当主事 星野 有香
会議次第と会議の公開又は非公開の別	1 開会 2 委員紹介 3 議 事 (1) 第3次吉川市男女共同参画基本計画の進捗状況について (2) 第4次吉川市男女共同参画基本計画に係る取り組みについて 4 その他 5 閉会  ※すべて公開
非公開の理由 (会議を非公開にした場合)	
傍聴者の数	0人
会議資料の名称	・次第 ・委員名簿 ・資料1-1 第3次吉川市男女共同参画基本計画 令和3年度進捗状況報告書(概要) ・資料1-2 第3次吉川市男女共同参画基本計画進捗状況(総括表) ・資料1-3 第3次吉川市男女共同参画基本計画進捗状況報告書 ・資料2 第4次吉川市男女共同参画基本計画 令和4年度の具体的な取り組み(予定) ・追加1 第3次吉川市男女共同参画基本計画 施策体系 ・追加2 ファミリーシップ制度の導入について ・男女共同参画啓発紙
会議録の作成方法	録音機器を使用した要点記録
会議録確認指定者	染谷 千明委員、永澤 茉耶委員
その他の必要事項	

審議内容(発言者、発言内容、審議経過、決定事項等)	
浅野会長	<p><b>1 開会</b></p> <p><b>2 委員紹介</b></p> <p><b>3 議事</b></p> <p>議事録署名人を指名したい。染谷委員、永澤委員にお願いする。 議事の(1)第3次吉川市男女共同参画基本計画の進捗状況について、審議する。</p>
事務局	<p><b>(1) 第3次吉川市男女共同参画基本計画の進捗状況について</b></p> <p>次の3点について説明。</p> <p>①追加資料1及び資料1-1に基づき、令和3年度における各基本目標の指標の達成度、主な取組み、成果について説明。</p> <p>②資料1-2「第3次吉川市男女共同参画基本計画進捗状況(総括表)」に基づき、令和3年度の指標の達成状況について説明。</p> <p>③資料1-3について、令和3年度の実績結果を掲載し、市ホームページで報告したことを説明。</p>
会長	<p>ただいまの事務局の説明に関しご意見をお願いしたい。まず、基本目標1「男女共同参画の意識づくり」についていかがか。</p>
会長	<p>パートナーシップ宣誓制度導入後、申請はあったか。</p>
事務局	<p>今現在、申し出はない。</p>
会長	<p>申し出はないということだが、このような制度によって、性的少数者に対する理解がある市であることを広く周知するうえで、大変良い取り組みである。</p>
大矢委員	<p>次に、基本目標2「男女共同参画の環境づくり」についていかがか。</p> <p>成果と課題に「選出母体の構成員に女性が少ないことや、代表者をあて職としているため女性を任命できない」とあるが、なぜあて職にしなくてはならないのか。規約等による決まりがあるのか。</p>
事務局	<p>関係団体の代表者を任命することを定めているものもある。代表者に限らず変えられるものは変える取り組みも少しずつ広がっているが、これまでの経過がある中で、なかなか全てを変えられない。また、団体自体に女性委員が少ない団体もある。例として、小中学校校長会においても、女性の校長先生が少しずつ増えてきているものの、現状では男性が多いため、校長会からの選出をお願いした場合、男性委員になる傾向がある。</p>
会長	<p>全国的には、代表者に限らずサブの方でも構わないとする取り組みを行う自治体もある。吉川市でもこのような取り組みが進むと良い。</p> <p>また、あて職であっても、女性の会長が増えることが望ましい。吉川市の自治会では、95自治会のうち女性会長が昨年までは2名だったが、</p>

<p>大矢委員</p>	<p>今年は4名に増えた。10月15日に出席した減災イベントでは、中曽根自治会の女性会長も出席しておられ、中曽根小学校地区のまちづくり協議会の立ち上げや新たな取り組みなどの話をされていた。男性ばかりの組織に女性も含めて多様な人たちが入ることによって取り組みも変わってくる。そのような社会を目指していくことが望ましい。</p> <p>審議会等の選出に「男性じゃなくてはいけない」「女性じゃなくてはいけない」というものはなく、その問題に造詣の深い人が入ればよいと考えている。選出団体を決めたり、その代表者を任命するにあたって、その点を検討なされているか見直すべきではないか。</p>
<p>会長</p>	<p>吉川市の審議会等の女性委員の登用率は31.9%。埼玉県全体では29.6%なので、吉川市は平均より少しは女性の参画が進んでいる。近隣自治体では30%を超えている。引き続き努力をお願いしたい。</p> <p>次に、基本目標3「男女共同参画推進の体制づくり」について。まず、県の報告書によると「男女共同参画推進センター」の設置状況について、吉川市は無となっている。これはいかがか。</p>
<p>事務局</p>	<p>国からの照会における、男女共同参画推進センター定義が、相談窓口を含めた総合的な施設であるため、市民交流センターおあしすの場合、啓発事業や情報発信は行っているものの、相談窓口を設置していないため該当しない。ただし、おあしすは「男女共同参画の推進拠点」として位置付けている。</p>
<p>会長 松浦委員</p>	<p>おあしすの取り組みについて松浦委員よりご発言を。</p> <p>おあしすでは、男女共同参画に関するパネル展示を市と協働で行うほか、2階の啓発コーナーにおいて、関係する新聞記事をスクラップしたものを閲覧できるようにしている。また、現在、2階のフリースペースにおいて「トランスジェンダーのリアル」と題したパネル展示を行いながら、市民の目に触れていただけるよう工夫しながら取り組んでいる。</p>
<p>会長 松浦委員</p>	<p>今年1月におあしす主催で「職場の性差別意識～それって当たり前?～」が開催された。講師の千金亭値千金さんは、鶴ヶ島市の職員とのこと。</p> <p>市職員の傍らで、創作落語による男女共同参画の啓発を行っている。男女共同参画の言葉自体が難しい、固いイメージがある中、落語によって笑いも含めて親しみを持ってもらうため、角度を変えて企画した。</p>
<p>会長 事務局</p>	<p>次に、基本目標4「男女がともに働きやすい環境づくり」について。男性職員の育児休暇取得が急速に増加したとのことについて要因はあるのか。</p> <p>これまで、誰一人育児休暇を取得していなかった中で、取得し難い環境があったのだろう。令和2年に1人の取得があり、ここから取得しやすい雰囲気生まれたのではないか。</p>
<p>会長</p>	<p>対象職員に対し、制度を勧める仕組みが法令にも位置付けられたことが影響しているのではないか。</p>

事務局	<p>人事部署でも積極的に周知を行っている。</p> <p>また、人事部署において「特定事業主行動計画」を策定し、男性職員の育児休暇取得率の目標を掲げている中、令和2年度の1人目は、人事部署の職員が取得した。さらに、その取得した職員が、職員研修において、取得するにあたっての仕事の調整や、周囲の理解などの体験談を語った。また、制度説明をするにあたって、収入保障についても説明を行った。これによって、取得率が促進されたのではないかと考えている。</p>
武藤委員	<p>私は、半年間の育休を2回取らせてもらった。勤務先の職員は1万人超で母体が大きいのので、取得者数は一定数いるものの、取得しやすいかどうかは、それぞれの組織の体制によって変わる。私の場合、上司が育休取得経験者だったため、理解があった。自身から申し出るのは大変。上司から言ってもらえることが大きい。</p>
会長	<p>育児休暇に関する法改正によって、男性も産後休暇が取得できるようになり、さらに、出生後8週間以内に、4週間の休暇を2回に分けて取得できるようになった。このような制度改正とともに、現場である組織での調整がうまくできる手立てがあると良い。取得率が8割近くまで増えていることは素晴らしい。</p> <p>次に、基本目標5「配偶者等に対するあらゆる暴力のない社会づくり」について。相談件数が減少している背景について事務局より説明があったがいかがか。</p>
小林委員	<p>児童相談の実件数が増えていることについて、学校現場においても体感している。様々な家庭事情、複雑な家庭環境がある中、いわゆるステップファミリーに多い傾向がある。子どもが十分な愛情を受けられないケースがここ数年増えているように思う。そのような家庭を訪問すると、父母も悩んでいる。このような家庭の悩みを聞くなど、社会全体が手を差し伸べる動きが進んでいくと良い。社会全体でそのような家庭を支え、子どもが家庭で心のエネルギーを充足できる環境を築いていくことが大事。</p> <p>一方で、ご近所など地域全体で子どもを見守ることが望ましいが、コロナによって人の絆が薄れてきている状況がある。</p>
会長	<p>児童相談件数の数値について、どこに問題があるかや不十分かではなく、私たち社会全体で捉えていくべき大事な問題であると考えている。</p> <p>男女共同参画に関する法整備が徐々に進んできている。今年5月には女性支援法が制定された。1956年の売春防止法を根拠に、DVや離婚など困難を抱えた女性に対する支援として女性保護事業を行っていたが、現在の女性が抱える問題に対し、売春防止法を根拠とすることに問題があったため、新たな法律として整備された。この法律では、国や県は基本計画策定の義務、市町村は努力義務となっている。吉川市の方向性について伺う。</p>
事務局	<p>現時点で決まっていることはない。法令の概要についての理解に努めているところであり、今後の国の計画を参考にしながら考えていきたい。</p>

会長	困難な問題を抱えている女性に関わる子育ての場合、子どもなど弱い立場の者に問題が生じる。小林委員が発言されていた問題も含めた対応ができる計画が策定されると良い。
小林委員	おあしすが主催した「職場の性差別意識～それって当たり前?～」について、動画配信の予定はあるか。
松浦委員	当施設の事業で動画配信したことはないが、今後、広く参加してもらうために研究していきたい。
小林委員	かつてのイベントでは多くの人を集めていたが、今はオンラインの時代でもある。興味を持っている方のために、動画配信は1つの方法である。
<b>(2) 第4次吉川市男女共同参画基本計画に係る取り組みについて</b>	
事務局 会長 武藤委員	資料2に基づき説明。 まず、基本目標1「ジェンダー平等の意識づくり」について意見を伺う。 資料2について、今後、計画の進捗状況資料とするのであれば、各取り組みの所管課を示したほうがよい。 また、今後の審議会での取り組みについての意見が出された場合、それが反映されるのは次年度になるのか伺う。
事務局	次年度に反映される場合もあるが、当該年度内に反映可能なものがあれば、事務局から所管課へ積極的に声掛けを行う。
武藤委員	「人権啓発パンフレット等の作成・配布」について。「人権ダイアリーの作成」を公共施設等に設置とあるが、配布のターゲット層について伺う。
事務局	使い勝手の良さから一定の需要がある。人権ダイアリーには、中学生の人権作文コンクールの優秀作品や、市の相談窓口なども掲載し、幅広い層に手を取ってもらいたいと考えている。
松浦委員	ジェンダー平等教育について。自身が中学生の頃はジェンダーについて学ぶ機会が少なかったように思う。現在の小中学生はどのような内容を学んでいるのか。
小林委員	ジェンダー平等教育は、主に特別な教科の道徳になる。教材もLGBT等の内容が多くなってきた。小学校では、小さな低学年を高学年が労わる異学年交流の中で、互いを思いやる気持ちを育む基礎を定着させ、高学年で、LGBT等に関する教育を行っている。
会長	「ジェンダー平等に関する啓発」の「男女共同参画地域リーダーの育成」について、以前からリーダー育成の取り組みを行っているが、育成講座修了後の女性たちの組織化・グループ化によって、活躍の場を提供して欲しい。実践を通じて知識を高め、更に力をつけていくことができる。庁内におけるジェンダーチェックや育成講座に関わってもらえることではないか。ぜひ検討していただきたい。
西山委員	議題1で、審議会等であて職を任命していることの説明があった。男女共同参画地域リーダーがリスト化されていれば、審議会の適任者を充てることのできるのではないかと思う。

会長	次に基本目標2「配偶者等に対するあらゆる暴力のない社会づくり」について。
委員	(発言なし)
会長	次に基本目標3「安心して暮らせる環境づくり」について。
武藤委員	「性差や年代に応じた心と身体の健康と生活支援」の「男性の生活技術向上に関する支援」について、中央公民館事業として「男の料理教室」とあるが、生活技術の向上としての料理を作ることは意味がないのではないかと思っている。料理をするのであれば、冷蔵庫の在庫確認、献立を考え、調理するなど、家事を細分化した事業にすることが、生活技術の向上に繋がるのではないかと。
大矢委員	この事業は高齢者を対象者にしているのか。
事務局	具体的には分からないが、高齢者の参加が多い印象である。
大矢委員	高齢男性に料理ができない人が多い印象があるが、今は、若い女性も料理ができない人がいると聞くので、男女差がなくなっているのではないかと。それであれば、わざわざ“男性の”と言わないほうが、今の状況に合っているのではないかと。
事務局	現場の状況を確認したところ、「男の料理教室」は非常にニーズが高く、毎回、参加者が定員を満たしている状況。第4次計画時に状況を確認したうえで、必要性・効果が認められたことから、継続して掲載するに至った経緯がある。
松浦委員	おあしすでも、コロナ禍で数年実施できていないが、男性を対象とした料理教室を行っている。また、女性も参加したいという声も多い。今後は、幅広い対象者を受け入れることも考えたい。
会長	生活スキルを向上させる多様な講座があるとよい。女性のニーズも高いが、参加女性の中に男性がいると、参加しづらいという声もある。
西山委員	対象者を男性や女性など細分化してもよい。私は月1回、オンラインの料理教室を利用している。オンラインなら、教室を通じて家族分の料理が出来上がるし、人の目を気にせず、自分のペースで参加できるので良い。また、アーカイブで動画が残るので、自分のタイミングで視聴することができる。オンラインを活用した講座が増えると良いと思う。
会長	「共に支える介護支援」について。埼玉県ではヤングケアラーに関し、実態調査や条例が制定された。2020年の実態調査では、県内の高校生を対象に調査したところ、当事者の多くが女性で58.9%だった。ケアの問題は、子育ての問題も含め女性が担うことが多いのが現状。社会全体で支援することが必要である。吉川市の実態について伺いたい。
小林委員	学校において、ヤングケアラーの当事者がいる。授業中の居眠りや遅刻、宿題忘れなどが多く子どもに話を聞くと、下の兄弟の世話をしたり、家族の食事を作るなどと答えた。両親とも店を営んでいるため帰宅が遅いなど、家族の労働状況に子どもが非常に影響を受けている例がある。働き方の環境が大きく変わってきていることで歪が生じているのではと感じてい

事務局	<p>る。</p> <p>市では、実態の把握には至っていない状況だが、ヤングケアラーの問題が重要な課題であることを認識している。今後、担当部署において状況の把握や施策について検討がなされていく。</p> <p>また、現在「若者支援」の取り組みが始まっている。この中でも、若者を取りまく課題のひとつとして取り上げられると考える。</p>
会長	<p>県の調査によれば、過去も含めて経験のあった人は、4.1%であった。吉川市でも20人に1人は当事者となる。また、女性の割合が58.9%、ケアの対象は祖父母や下の兄弟、病気の父母など。ケアの理由は、親が仕事で忙しい29.7%という結果である。</p>
大矢委員	<p>「多様性に配慮した視点に立った減災対策」の「減災リーダー認定講習会の実施」。この“減災”の定義、講習会の内容について伺う。</p>
事務局	<p>講習会の内容について把握していない。定義については、市では防災も含め“減災”の表現で統一している。</p>
大矢委員	<p>私は危機管理士を持っていることから、市の地域防災計画など、所管課に対し意見をさせてもらっている。市の防災対策が十分でない中、どのような講習を行いリーダーとしているのか疑問。</p>
事務局	<p>講習を受講することで、一定の知識を習得してもらっているが、スキルに対しての認定ではない。減災に対して関心の高い方が、地域の中で中心になり活躍していただくことを目的と考える。</p>
会長	<p>吉川市は、避難所の数が圧倒的に少なく、多様な避難として、在宅避難を推奨している。そのため、避難所に行かない避難者の支援策を考える必要があると考える。</p>
会長 委員	<p>次に基本目標4「誰もが活躍できる社会づくり」について。 (発言なし)</p>
会長	<p>最後に、発言をお願いします。</p>
染谷委員	<p>先ほどの「男性の料理教室」について、実父が他県で参加した。退職後の男性は、女性に比べて近所付き合いが少なく、地域の友人が少ないため、このような講座を通じて、人との関わりが生まれることがある。「男性の料理教室」は、生活技術の向上のためではなく、男性の地域での孤立を防ぐ意味があると思う。父は月1回の教室を、毎回楽しみに参加している。</p>
会長	<p>会社勤めの長かった男性の地域デビューの一端になるとよい。 以上で議事を終了する。</p>
	<p><b>4 その他</b></p> <p><b>ファミリーシップ制度の導入について</b></p>
事務局	<p>追加資料2「ファミリーシップ制度の導入について」に基づき、ファミリーシップ制度について説明。制度に関し現時点での率直な意見を伺う。</p>
会長	<p>「ファミリーシップ制度」は、市営住宅等に家族同様に入居できたり、看護休暇を取得できるほか、親と同じお墓に入れるなど、家族として生活</p>

小林委員	<p>するうえでのメリットがあるようだ。「パートナーシップ制度」は大人の問題だが、子がいる場合、ファミリーを形成するうえでの権利が補償される制度として必要だと思う。</p>
大矢委員	<p>現在、多くの家庭が子どもを学童保育に預けている。迎えの保護者は仕事のため遅い時間の方が多い。「ファミリーシップ制度」とは直接関係ないかもしれないが、社会的に地位が弱い立場の方を、制度や意識啓発を通じて支えてあげることが大事だと思う。また、そのような社会に変わることによって、子どもたちの意識も高まっていくと考える。</p>
事務局	<p>感覚的には、良いことだと思うが、制度によるメリット・デメリットが正直わかりにくい。</p>
事務局	<p>制度導入はまだ未定。当事者団体からは要望をいただいている。また、近隣自治体でも導入の動きがある中、市として調査している段階である。本日は、ジェンダー平等に関連する内容として、委員の意見を伺ったところである。</p>
会長 事務局	<p>「ファミリーシップ制度」を導入している県内自治体について伺いたい。全てを把握していないが、さいたま市や所沢市、入間市など中部地域に多い。</p>
会長 事務局	<p>最近の新聞記事によると、「パートナーシップ制度」の場合は、成人同士であるため双方の意思確認が可能だが、「ファミリーシップ制度」の場合、子の意思確認の手段や、法律上の家族ではないことで、DVや児童虐待などの家族間トラブルや権利関係について、市がどれくらいの扱いをするかが課題になっている。例として、毎年届出を提出してもらったり、子ども15歳になったときに意思確認を行う制度を設計した自治体があるが、子どもの意思確認の問題が非常に難しい。一方で、戸籍上の再婚の場合、婚姻することで、その子どもも家族になるのが必然である中、「パートナーシップ制度」において、子の意思確認の尊重が必要なのかどうかという意見もある。様々な意見がある中、法律外の制度を自治体で作るうえで、どのような制度設計がよいのかが話題になっていた。</p> <p>今後も引き続き、意見を伺いながら考えていきたい。</p>
会長 事務局	<p>当事者や支援団体などの意見を聞いてもよい。</p> <p>当事者団体からは、「ファミリーシップ制度」導入の要望をいただいております。制度を導入することによって、当事者の方が生きる励ましになると聞いている。</p>
小林委員	<p><b>5 閉会</b> 閉会のあいさつ</p>



以上、会議の内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 4年 11月 18日

署名委員 染谷 千明 (自署)

署名委員 永澤 茉耶 (自署)